社長さん!

よ!!

労働保険加入していますか?

社長さん 一「労働保険」に加入してみえますか? 一人でも従業員を雇ったら、労働保険に加入する義務があります! パートさんでも、アルバイトでも雇ったら加入する義務があるんです

「保険料が高い」なんて声が聞こえてきますが本当ですか? 保険料を計算してみましょう

【飲食業の場合・労働保険料の月額】

▶ 月に5万円支払うアルバイトさん
労災保険料 50,000 円×3/1000=150 円(事業主の負担額)



▶ 月に 10 万円支払うパートさん

労災保険料 100,000 円×3/100=300 円

雇用保険料 100,000 円×6/1000(事業主負担分)=600 円

合計 300円+600円=900円 (事業主の負担額)



労働保険料は、さほど高くありません。 大切な従業員の方のために、 労働保険を負担していただけませんか。



AND ROLL TO A STATE OF THE STAT

労災保険とは・・・労働者が業務上又は通勤で負傷した場合に補償 雇用保険とは・・・労働者が失業・雇用継続した場合に補償

> 【ご相談は】 名北労働基準協会 ☎ 052-962-0421 〒462-8575 名古屋市北区清水 1-13-1